

広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 業務名称

広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務

2 趣旨・目的

本県では、リニア中央新幹線の開業を見据え、県内公共交通の利便性の向上と、それによるリニア開業効果の最大化、リニア利用者・停車本数の増加といった好循環の創出を目指すとともに、目下の課題である交通弱者対策などに対応するため、次世代モビリティ等を活用した新たな交通体系の構築による県内公共交通の抜本的高度化を検討している。

本業務では、モビリティハブ（公共交通やシェアモビリティ等の複数のモビリティの結節となる拠点と言う。以下同じ。）の構築を含む新たな交通体系の検討を、県が実証を通じて先導して行うことで、今後の市町村の取組の支援や広域的な公共交通ネットワークの構築につなげることを目的とする。

3 期間

契約締結日から令和8年2月13日まで

4 業務内容

(1) 計画・準備

- ・本業務の内容を確認し目的や趣旨を把握した上で、以下に示す内容を基に、実証実験の実施に係る計画書を作成すること。

(2) モビリティハブ実証実験の実施

- ・受託者は、県内の関係市町村や交通事業者等と協働して事業を実施することとし、事業の実施に当たっては、市町村の所管部署と十分に調整を行い、必要な指示がある場合には従うこと。

① モビリティハブの設置

- ・甲府駅を中心とする5か所程度を選定し、モビリティハブを設置すること。
(想定する設置エリア)

1. 甲府駅	甲府市丸の内1丁目1-8
2. 山梨大学	甲府市武田4丁目4-37
3. 湯村温泉郷（常磐ホテル）	甲府市湯村2丁目5-21
4. 山梨県立美術館	甲府市貢川1-4-27
5. 竜王駅	甲斐市竜王新町
- ・モビリティハブ設置のため、土地所有者・所管部署と必要な調整を行うこと。
- ・契約後、土地所有者等との調整状況を踏まえ、委託者及び関係市町村（以下、「委託者等」という。）に対し、別途モビリティハブ候補地の提案を行うことも可能とする。
- ・実証の途中であっても、利用実態や各種データの分析などを踏まえて、委託者等に対し、モビリティハブの再配置の提案を行うことも可能とする。
- ・モビリティハブに必要な設備（ポート、案内板、電源等）の調達、整備及び維持管理を行うこと。また、業務完了後には原状回復を行うこと。

- ・モビリティハブにおいて、既存交通との相乗効果や、パブリックスペースを設けるなど交流空間等としての付加価値を生む工夫を行うこと。
 - ・モビリティハブで必要となる電源の確保や、②で行うマイクロモビリティの充電に当たっては、委託者が県内の関係市町村や交通事業者等と構成するコンソーシアム（共創プラットフォーム）の関係事業者と連携のうえ、水素燃料電池とグリーン電力（再生可能エネルギー由来の電力）を最大限活用し、それらの普及啓発も図ること。詳細については、契約締結候補者決定後、委託者等と協議を行うこととするが、水素活用に要する経費として、20万円程度を見込んでおくこと。
- | | |
|------------------------|----------------------|
| （目安）カードル（1基）の運送費（甲府市内） | 100,000円 |
| カードル（1基）の留置費（2か月目～） | 21,000円/月 |
| グリーン水素 | 280円/Nm ³ |

② マイクロモビリティのシェアリングサービス

- ・モビリティハブにおいて、マイクロモビリティのシェアリングサービスの運営（利用者の募集・登録、料金の徴収、機体の回収・再配置・充電等）を行うこと。
- ・シェアリングサービスに必要な設備（マイクロモビリティ、システム等）の調達、整備及び維持管理を行うこと。
- ・シェアリングサービスはアプリ・GPS等を活用し、効率的に運営できること。
- ・本実証で使用するマイクロモビリティは次のものとする。
 - ・特定小型原動機付自転車
 - ※機種は、いわゆる電動キックボードだけでなく、カゴ・座席付き、三輪といった機種を含めるなど、本事業の趣旨・目的を踏まえ、幅広い年代・ニーズに対応できるように選定すること。
 - ・電動アシスト自転車

③ 安全対策等

- ・マイクロモビリティの安全な利用のための講習やヘルメット着用の促進といった啓発活動や、GPS等のテクノロジーを活用した安全システムなど、利用者や歩行者等の安全確保のために必要な対策を講じること。
- ・利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- ・事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ・利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。

④ その他

- ・実証実験の期間は、4ヶ月程度を想定すること。
- ・本事業を多くの利用者に利用してもらうため、SNS等を活用した広報を積極的に行うこと。また、委託者等が行う広報に必要な資材の作成に協力すること。
- ・シェアリングサービスの利用料金について、普及啓発及び社会受容性向上を図る観点から無料とする期間と、事業性を検証する観点から有料とする期間をそれぞれ設けること。
- ・上記以外にも、事業の効果や持続性を高めるうえで、必要または有効と判断するものは積極的に提案し、委託者等との協議により内容に取り入れること。
- ・そのほか詳細については、契約締結候補者決定後、委託者等と協議を行うこと。

(3) 効果検証

- ・利用者らを対象にアンケート調査や利用実態分析を行うとともに、その結果を基に導入効果を検証し、実証実験の成果を取りまとめる。詳細は以下のとおり。

① アンケート調査

- ・モビリティハブの利用者や近隣住民などを対象として、アンケートの企画・集計・分析を行うこと。なお、アンケートでの設問項目は、属性・利用状況・モビリティハブへの要望等の把握が可能な内容とすること。

② 利用実態分析

- ・マイクロモビリティの利用実態データを基に、利用者の属性・利用時間・行動範囲・目的地・事業採算性等を整理・分析すること。

- ・入手した個人情報を含むデータの取扱い、管理については、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティ特記事項（山梨県）を遵守すること。

(4) モビリティハブのあり方の検討

- ・(3) で実施した効果検証の内容を踏まえ、地域の交通課題や他事例を考慮して、今後の山梨県内におけるモビリティハブのあり方を提言すること。なお、本事業は、市町村や民間主導による将来的な事業展開を見据えた実証であることから、効果検証により抽出された課題への解決策の提案に加え、事業自立化の方向性を盛り込むこと。
- ・別途委託者が取得した人流に関するデータの提供を受けた場合には、(3) で実施した効果検証の内容とあわせて活用すること。

(5) 会議の運営支援

- ・委託者等が実施する各種会議に、会議資料が必要な場合には用意し、出席すること。会議開催回数は2回程度を想定。

5 報告書等の成果品

(1) 成果品及び納期

- ・事業完了届（納期：令和8年2月13日）
- ・成果報告書（納期：令和8年2月13日）

(2) 納品方法

- ・事業完了届1部（紙及び電子媒体）
 - ・成果報告書1部（紙及び電子媒体）
- なお、電子媒体は、編集が可能なMicrosoft Word、PowerPoint等のファイル形式とPDF形式の2種類とすること

(3) 納品場所

山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課（山梨県庁北別館5階）

6 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに4(1)に記載のとおり業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者等の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者等と十分協議した上で実施するものとする。

- 受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに委託者等と協議を行うこと。
- 関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者等が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- 委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- 本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約書に必要な書類とともに添付する。
- 本事業における成果物の著作権については、委託者に帰属するものとする。